

<第1編 総則>

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、本町における災害対応の為の基本的かつ総合的な計画として横芝光町防災会議が作成する計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、本町にも被害をもたらした。また、令和元年9月の令和元年房総半島台風（台風15号）は、千葉県内において記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。さらに、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風19号）及び10月25日の大雨では、突風、河川の越水、土砂崩れなどにより、千葉県内で大きな被害が発生した。

このような近年の大規模災害の教訓等を礎とするとともに、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本町と、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関（以下、「防災関係機関」という。）及び公共的団体並びに町民が総力を結集し、平時からの災害に対する備えと、災害時に処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害による被害の軽減と社会秩序の維持、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の構成

この計画は、現実の災害に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 地震・津波編

（地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 南海トラフ地震防災対策推進計画）

第3編 風水害等編

第4編 大規模事故編

の4編をもって構成している。

「第1編 総則」は、計画全般にわたる理念・基本方針を示したものである。

「第2編 地震・津波編」は、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本町においても津波による被害が発生したことから、津波対策について充実を期するものとする。

「第2編 地震・津波編」の附編1として定めている「東海地震に係る周辺地域としての

対応計画」は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺に位置する千葉県の一町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生防止等を目的としてまとめたものである。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を「第2編 地震・津波編」の附編2として、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的としてまとめている。

「第3編 風水害等編」は、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。また、本町は富士山の噴火に伴う火山灰の影響範囲に含まれることから、火山対策についてもまとめている。

「第4編 大規模事故編」については、各種大規模事故災害への対策を種別ごとに分類し、大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害、海上災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質事故対策等の大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、「第2編 地震・津波編」及び「第3編 風水害等編」の規定に準ずるものとする。

第2節 計画の基本的な考え方

本町は、南部は発達した沖積層が分布する九十九里平野に属し、北部は洪積層からなるいわゆる下総台地に属している。南部の低地は、河川によりもたらされる土砂や浸食二次堆積土を主体とし、軟弱地盤を形成しているところが多い。北部の台地は、火山灰質の関東ロームが厚く分布し、標高も周囲と比べると高いため、宅地に適しているとされているが、直下型地震等により斜面崩壊の危険性が高い地域も存在する。

また、高齢化や国際化の到来は、高齢者や外国人等、いわゆる要配慮者（一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が対象となる。）と呼ばれる人々の増加をもたらしているが、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題となっているところである。

さらに、生活様式の変化は、水道、電気、電話等ライフラインへの依存度を高めており、道路交通施設とともに災害からこれらを守る対策の強化が求められている。

これら町防災環境の変化に的確に対応し、住民生活の安全を守り、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえながら、町の持つ諸機能を確保していくため、次の各項を基本とした防災対策を推進していくものとする。

第1 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまで発生した様々な風水害や地震・津波災害等の教訓をもとに、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていくものとする。

第2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動がしばしば生死を分ける結果になっている。

このため、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。自助の取組み強化に当たっては、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努めるとともに、住民自身も災害教訓を風化させないよう伝承していくことで、防災意識の向上に努めるものとする。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により生き埋めになった被災者を地域の人達が救助する等、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつなが

りが大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展等の社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれはじめているが、「自分たちの地域は地域みんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化を図るほか、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を活用し、共助の中核となる人材を育成する等の取組みの強化を図っていく。

さらに、民間団体等と町との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本町でも、民間団体等と様々な分野での連携の輪をひろげ、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、町をはじめとする防災関係機関においても、住民の安全・安心を守るために取り得る手段を尽くし、地震・津波や風水害等の様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

第3 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害等の内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障等、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を回避しづらい傾向にある。

平成23年度版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きく、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされている。その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進行により避難に支援が必要となりうる人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところである。このため、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていく。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る災害対策を実施するに当たり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

【横芝光町】

- 1 防災会議及び災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除及び拡大防止に関すること
- 5 救助、防疫等被災者の保護及び保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保、物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災町営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14 被災者の生活再建支援に関すること
- 15 東陽病院施設の整備、避難訓練に関すること
- 16 災害時における救護班の編成、医療救護に関すること

(横芝光町消防団)

- 1 災害及び二次災害の予防、警戒及び防除に関すること
- 2 人命の救出、救助及び応急救護に関すること
- 3 消防、水防その他の応急処置に関すること
- 4 災害時の救助、情報の伝達に関すること

【千葉県及び千葉県の機関】

(千葉県)

- 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除及び拡大の防止に関すること
- 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保、物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災県営施設の応急対策に関すること

- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害時における社会秩序の維持に関すること
- 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13 被災施設の復旧に関すること
- 14 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関すること
- 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- 17 被災者の生活再建支援に関すること
- 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

(山武地域振興事務所)

- 1 横芝光町が処理する事務、事業の指導及び斡旋等に関すること
- 2 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること
- 3 災害救助に係る連絡、調整に関すること
- 4 その他、災害の防除及び拡大の防止に関すること

(山武土木事務所)

- 1 水防に係る情報の収集、伝達及び指導等に関すること
- 2 砂防及び地すべり防止事業に関すること
- 3 急傾斜地崩壊防止事業に関すること
- 4 県所管に係る河川、海岸、道路、橋梁の整備及び維持管理に関すること
- 5 河川、海岸、道路等における障害物の除去に関すること

(銚子漁港事務所)

- 1 漁港施設及び漁港区域に係る海岸堤防の被害調査、応急対策実施状況の取りまとめに関すること
- 2 油流出火災時の県管理漁港区域における防御作業に関すること

(山武健康福祉センター)

- 1 医療救護に関すること
- 2 防疫、その他保健衛生に関すること

(北部林業事務所)

保安林等に関すること

(山武警察署)

- 1 県警本部及び防災関係機関との連携に関すること
- 2 県警本部及び防災関係機関からの情報収集並びに報告連絡に関すること
- 3 警察通信の確保に関すること
- 4 被災者の救出及び避難に関すること
- 5 遺体（行方不明者）の捜索並びに検視に関すること
- 6 交通規制及び交通施設等の保全に関すること
- 7 犯罪の予防とその他社会秩序の維持に関すること

(山武農業事務所)

- 1 農地等の災害復旧工事の指導に関すること
- 2 被災農家の農産物、家畜等の管理の指導に関すること

(東部家畜保健衛生所)

家畜の防疫に関すること

(東上総教育事務所山武分室)

災害時における文教対策に関すること

【指定地方行政機関】

(関東管区警察局)

- 1 管内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- 2 管内各県警察の相互援助の調整に関すること
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管内防災関係機関との連携に関すること
- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- 5 津波警報の伝達に関すること

(関東財務局千葉財務事務所)

1 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること

2 融資関係

- (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
- (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること

3 国有財産関係

- (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
- (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
- (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
- (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

4 民間金融機関等に対する指示、要請関係

- (1) 災害関係の融資に関すること
- (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
- (3) 手形交換、休日営業等に関すること
- (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
- (5) 営業停止等における対応に関すること

(関東信越厚生局)

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- 2 関係職員の派遣に関すること
- 3 関係機関との連絡調整に関すること

(関東農政局)

- 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- 2 応急用食料・物資の支援に関すること
- 3 食品の需要・価格動向の調査に関すること
- 4 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- 10 被害農業者に対する金融対策に関すること

(関東森林管理局)

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

(関東経済産業局)

- 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- 3 被災中小企業の振興に関すること

(関東東北産業保安監督部)

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等、危険物の保安の確保に関する
こと
- 2 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

(関東運輸局)

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- 4 災害時における応急海上輸送に関すること
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

(関東地方整備局)**1 災害予防**

- (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (2) 通信施設等の整備に関すること
- (3) 公共施設等の整備に関すること
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること
- (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること

(7) 豪雪害の予防に関すること

2 災害応急対策

(1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する
こと

(2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること

(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること

(4) 災害時における復旧資材の確保に関すること

(5) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関すること

(6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること

(7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること

(8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

3 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(国土交通省成田空港事務所)

1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する
こと

2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること

3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(第三管区海上保安本部銚子海上保安部)

1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること

2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する
こと

3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること

4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

(東京管区气象台銚子地方气象台)

1 気象、水象、地象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること

2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の発
表・通報に関すること

3 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

(関東総合通信局)

1 電波及び有線電気通信の監理に関すること

2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること

3 災害時における非常通信の確保に関すること

4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

5 関東地方非常通信協議会の運営に関すること

6 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること

(千葉労働局東金労働基準監督署)

1 工場・事業所における労働災害の防止に関すること

- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
(千葉公共職業安定所、銚子公共職業安定所)
災害対策要員の動員、雇上げに関すること

【自衛隊】**1 災害派遣の準備**

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- (3) 防災資材の整備及び点検に関すること
- (4) 町地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する
こと

2 災害派遣の実施

- (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

【指定公共機関】

(東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- 3 義援金品の募集及び配分に関すること

(日本放送協会千葉放送局)

- 1 住民に対する防災知識の普及及び警報の周知徹底に関すること
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- 4 被災者の受信対策に関すること

(東日本高速道路株式会社)

- 1 東日本高速道路の保全に関すること
- 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(独立行政法人水資源機構)

- 1 水資源開発施設(導水路を含む)の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。)又は改築及び維持管理に関すること
- 2 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(成田国際空港株式会社)

- 1 災害時における空港の運用に関すること
- 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(東日本旅客鉄道株式会社)

- 1 鉄道施設の保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(日本貨物鉄道株式会社)

災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

(東京ガス株式会社)

- 1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること
- 2 ガスの供給に関すること

(日本通運株式会社千葉支店)

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(東京電力パワーグリッド株式会社)

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(KDDI 株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本郵便株式会社)

- 1 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- 2 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- 3 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること

(ソフトバンク株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

【指定地方公共機関】

(一般社団法人千葉県 LP ガス協会)

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(公益社団法人千葉県医師会)

- 1 医療及び助産活動に関すること
- 2 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

(一般社団法人千葉県歯科医師会)

- 1 歯科医療活動に関すること
- 2 歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

(一般社団法人千葉県薬剤師会)

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

(千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム)

- 1 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

(一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会)

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(千葉県道路公社)

- 1 所管道路の保全に関すること
- 2 所管道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(両総土地改良区)

- 1 用排水施設施設の整備と管理に関すること
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

【公共的団体】

(匝瑳市横芝光町消防組合)

- 1 消防施設・消防体制の整備に関すること
- 2 救助及び救援施設・体制の整備に関すること
- 3 危険物等施設の実態把握及び防護の指導監督に関すること
- 4 消防知識の啓発・普及に関すること
- 5 火災発生時の消火活動に関すること
- 6 被災者の救助・救援に関すること
- 7 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- 8 水防活動の協力、援助に関すること

(山武郡市広域水道企業団、八匝水道企業団、九十九里地域水道企業団)

水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(山武郡市環境衛生組合)

ごみの収集運搬に関すること

(東総衛生組合)

し尿の処理に関すること

(山武郡市広域行政組合)

- 1 養護老人ホームの管理、運営に関すること
- 2 し尿処理に関すること
- 3 火葬場施設の維持、管理、運営に関すること
- 4 常備消防の設置並びに救急業務に関すること
- 5 山武郡市急病診療所の設置及び管理に関すること

(山武郡市農業協同組合、ちばみどり農業協同組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査等及び応急対策への協力
- 2 農業者の災害応急対策の指導
- 3 被災農家に対する融資、あっせん
- 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- 5 農産物の需給調整

(わかしお農業共済組合)

農業関係被害状況の調査及び情報の収集、報告に関すること

(千葉県森林組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 被災組合員に対する融資、あっせん

(海匠漁業協同組合、九十九里漁業協同組合、栗山川漁業協同組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 3 被災組合員に対する融資、あっせん

(成田用排水土地改良区、木戸川土地改良区、坂田第二土地改良区、大利根土地改良区、栗山川沿岸土地改良区)

- 1 用排水施設の施設の整備と管理に関すること
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

(横芝光町商工会)

- 1 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
- 4 災害時における物価安定への協力

(山武郡市医師会、旭匠瑳医師会)

- 1 災害時の医療及び助産活動に関すること
- 2 町と医療機関との連絡調整に関すること

(山武郡市歯科医師会)

- 1 災害時の歯科医療活動に関すること
- 2 町と歯科医療機関との連絡調整に関すること

(山武郡市薬剤師会、匠瑳薬剤師会)

- 1 医薬品の調達、供給に関すること

2 町と薬剤師との連絡調整に関すること

(病院等医療施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導
- 3 災害時における病人等の収容及び保護
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助

(学校法人)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- 4 被災施設の災害復旧

(金融機関)

被災事業者等に対する資金の融資

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導

(横芝光町社会福祉協議会)

- 1 要配慮者の支援
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援

(関東天然瓦斯開発株式会社)

- 1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(危険物取扱施設)

- 1 安全管理の徹底
- 2 防護施設の整備

【住民及び事業所等】**(住民)**

- 1 自らの生命、身体、財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防に努めること
- 2 食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策等、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じること
- 3 住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること
- 4 町及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動及び防災訓練に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(事業所)

- 1 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図る等、地域における防災力の

向上に寄与すること

- 2 集客施設を保有する事務所にあつては、来客者の安全確保に努めること
- 3 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

（ボランティア団体）

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援・救護活動の実施に寄与すること

第4節 地勢概要

第1 地勢

(1) 位置

本町は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km、千葉市から約40km、成田国際空港からは約20kmの距離にある。北は香取郡多古町と山武郡芝山町、東は匝瑳市、西は山武市に接し、南は白砂青松の続く九十九里浜が広がり、太平洋に面している。

(2) 地形

地形は、東西約5km、南北約14kmと南北に細長く、面積は67.01k m²で、中央部から南部にかけては平坦地が続き、北部は緩やかな丘陵地帯を形成している。また、かつて上総、下総の国境でもあった九十九里平野における最大の河川栗山川が、中央部を北から南に向けて流れている。

第2 地質

横芝光町の地質は、地質時代的には最も新しい第四紀層から成り、台地を構成する下総層群と関東ローム層、低地を構成する沖積層から成る。その層序は次表に示すとおりである。

時 代		層 群	地 層	
第 四 紀	沖 積 世		沖 積 層	
		関東ローム層	立川ローム層	
			武蔵野ローム層	
	下末吉ローム層・常総層			
	洪 積 世	下総層群	姉 崎 層	
			成 田 層	木 下 部 層
				上 岩 橋 部 層
				清 川 部 層
			藪層・瀬又層	
			地 蔵 堂 層	
金 剛 地 層				

最下位に分布する下総層群は、成田層に分類される砂層が台地全域にかけて、関東ロームの下位を占めて分布している。成田層の砂層はN値20～50以上を示し、下位層程均質にしまっており、貝化石の産出が見られる。

関東ローム層は、立川ローム層、武蔵野ローム層、下末吉ローム層から成る地層が台地の

大半を占める。下末吉ロームは水成のものが多く、非火山源堆積物を混え、粘土質の常総層と呼ばれる地層となっている。関東ローム層の厚さは、基盤の変動によって、西から東に行くに従って薄くなり、台地の表層近くのみ分布しており、ボーリングデータから見ると、台地部で1～2m程度となっている。

沖積層は、主として栗山川流域の低地に分布している。構成する地層は、泥がち堆積物と砂がち堆積物に分けられ、シルト及び粘土を主体とする。泥がち堆積物は、N値5以下を示し、いわゆる軟弱地盤となっている。砂がち堆積物は、栗山川及び九十九里浜の砂堆を構成する堆積物であり、細粒～中粒の砂から成り、N値5～10程度の値を示している。

第3 気象

本町の気象は、黒潮（暖流）の影響を受けて、夏涼しく冬暖かい温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しており、年平均気温は15度、平年の年間降水量は1,450mm程度※となっている。

一方、風向については、秋から冬にかけては北西風が、春から夏にかけては南西風が多い。また、風速においては、太平洋に面していることから、一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

※気温及び降水量は、平成3年～令和2年の年間降水量の平均である
（参考：気象庁「気象統計情報」）

第4 社会環境

（1）人口等

本町の人口、世帯数は、令和3年4月1日現在、23,256人、9,868世帯となっている。年齢構成をみると、平成27年国勢調査による老年人口比率は千葉県25.5%、横芝光町33.9%と、県全体と比べ老年人口比率が高く、高齢化が著しいものとなっている。

また、人口は、JR総武本線横芝駅、横芝光インターチェンジといった交通拠点や、町役場をはじめ、多数の公共施設を有する中部地域（横芝・東陽地区）に集中している。

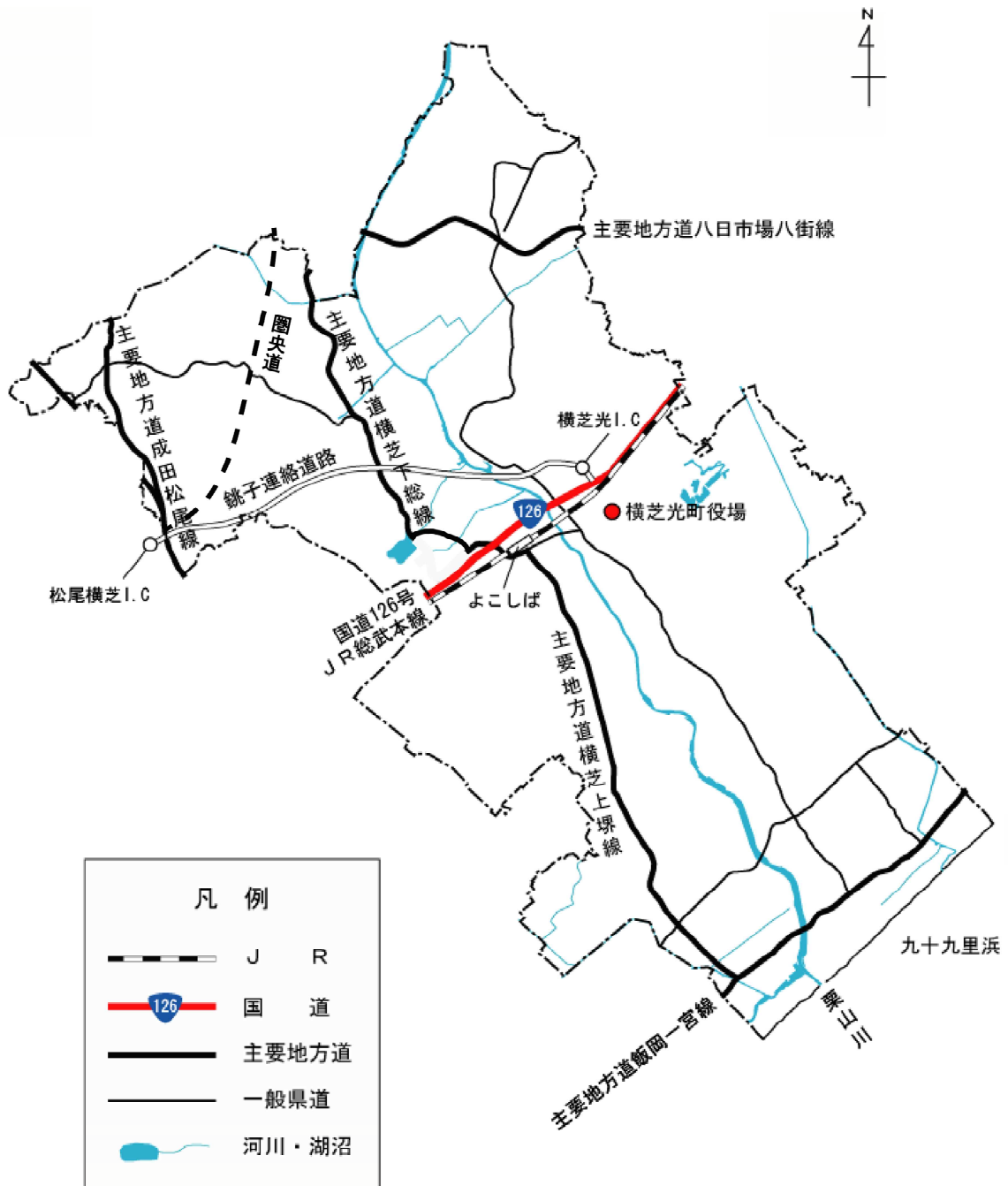
（2）道路・交通網

本町の道路は、町の中央部を東西に走り骨格道路となっている国道126号のほか、町の南北を結ぶ主要地方道横芝下総線、同横芝上堺線、県道横芝停車場吉田線、同横芝停車場白浜線、さらには町域の北端部を通過する主要地方道八日市場八街線、南端部を海岸線に並行して走る主要地方道飯岡一宮線（九十九里ビーチライン）、県道飯岡片貝線によって幹線道路網を形成している。

このほか、山武市に隣接する北部に首都圏中央連絡自動車道松尾横芝インターチェンジがあり、平成18年3月末には、松尾横芝インターチェンジから国道126号に至る銚子連絡道路の6.5kmが開通し、横芝光インターチェンジが開設され、千葉、東京方面への時間距離が短縮された。

鉄道は、町の中央部を東西にJ R総武本線が走り、横芝駅がある。横芝駅からは千葉駅まで約1時間、東京駅までは特急により約1時間20分で連絡している。
なお、総武本線は、佐倉から銚子までの区間は複線化されていない。

【横芝光町の道路・交通概要】



第5 災害履歴

1 地震災害履歴

横芝光町において防災上考慮すべき地震として、江戸時代以降の地震史料に残る町周辺の主な地震は、次のとおりである。

番号	西暦年月日 (日本暦年月日)	震 央		マグ ニチュ ード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
1	1605年2月3日 (慶長9年12月16日)	134.9 33.0	南海トラフ沿い	7.9			房総半島東に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677年11月4日 (延宝5年10月9日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定波高は、東浪見村6.0～7.5m、矢指戸村5.5～7.0m、岩船浦6.5～8.0m、御宿浦4.5～7.0m、沢倉村5.5～7.0m等であった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名。
3	1703年12月31日 (元禄16年11月23日)	139.8 34.7	房総沖	8.2	6	安房地方で山崩れが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ、各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定波高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11～12m、保田6.5m等であった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波壊滅。
4	1855年11月11日 (安政2年10月2日)		東京湾北部	7.2	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1906年2月23日 (明治39年)	139.8 34.8	安房沖	7.3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
6	1906年2月24日 (明治39年)	139.8 35.5	東京湾口	7.7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落等の被害があった。
7	1909年2月13日 (明治42年)	141.0 35.6	銚子沖	7.2		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
8	1921年12月8日 (大正10年)	140.1 35.8	竜ヶ崎付近	7.1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損箇所、千葉や成田で多少の被害があった。
9	1922年3月26日 (大正11年)	139.7 35.2	浦賀水道	6.9	5	布良で崖崩れ。		建物全壊8戸、破損771戸、小学校傾斜1棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。
10	1923年9月1日 (大正12年)	139.3 35.2	相模湾	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山崩れが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定波高は布良4.5m、洲崎4m、勝山2.2m、木更津1.8m等であった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、消失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
11	1923年9月2日 (大正12年)	140.4 35.1	勝浦沖	7.4	6	勝浦沖付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。州崎で波高30cmになった。	勝浦で瓦の落下等、小被害があった。
12	1953年11月26日 (昭和28年)	141.7 34.0	房総半島南東沖	7.4	5		銚子付近で推定波高3mを記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
13	1960年5月23日 (昭和35年)	73.5 38.0	チリ沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽等の海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で153cm、布良で67cmであった。	津波による被害は死者1名〔銚子〕、負傷者2名、半壊家屋11戸、田畑の浸水173haに及んだ。

第1編 総則
第4節 地勢概要

番号	西暦年月日 (日本暦年月日)	震 央		マグ ニチュ ード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
14	1987年12月17日 (昭和62年)	140.5 35.4	千葉県東 方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心 に、崖崩れ、道路の亀 裂、陥没、堤防の沈下、 地盤の液状化現象等が多 数発生した。また、崖崩 れの危険に伴う住民避難 が生じた。		千葉県全体で死者2名、負傷者 144名、全壊家屋16棟、半壊家屋 102棟、一部損壊71,212棟、断水 49,752戸、停電287,900戸、ガス 供給停止4,967戸、ブロック塀等 の倒壊2,792か所が発生した。な お、住家被害のほとんどが屋根 瓦の崩壊によるものであった。
15	1989年3月6日 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県 北東部	6.0	5	佐原市ほか4町で農業用 水施設〔地下埋設管〕に 破損が生じた。		佐原市ほか4市町村で屋根瓦の 落下による家屋の一部破損が12 棟、多古町において水道管の亀 裂により断水70戸の被害が出 た。
16	2005年4月11日 (平成17年)		千葉県 北東部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊4棟の被 害がでた。
17	2005年7月23日 (平成17年)		千葉県 北西部	6.0	5弱			県内で負傷者8名、家屋の一部 損壊3棟の被害がでた。その 他、関東近県で約6万4千台の エレベーターが停止し、78件の 閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、 長野、東海道新幹線、関東地方 のJR等の各線で点検のため運 転を中止し、運転再開まで最大 で約7時間を要した。
18	2011年3月11日 (平成23年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根 川沿いの低地等において は、長く続いた地震の揺 れにより地盤の液状化が 発生した。 市街地では、地震時、建 物はゆっくりと大きく揺 れ、道路では敷地等の境 がずれるように水平移動 を繰り返す、間もなく地 面から大量の泥水が沸き 出した。マンホールは歩 道の真ん中で大きく突出 し、電柱や信号機は傾 き、沈み込んだ。泥水の 噴出とともに、戸建等の 住宅がゆっくりと沈み込 み、各地で噴砂、沈み込 み、浮き上がり、抜け上 がり、地波等の様々な液 状化被害が発生した。 水道、下水道等のライ フラインも、液状化によ り至る所で管が破壊され た。	銚子験潮所で押波による 第1波を15時30分過ぎに 観測。17時過ぎに最大潮 位となる第3波2.5mを 観測した。 潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位 変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せ た津波は、山武市では海 岸線から3km近くの陸 域にまで到達し、利根川 では河口から18.8kmま で遡上、浸水面積は九十 九里地域（銚子市～い すみ市）で23.7km ² に達し た。 この津波は、旭市飯岡地 区に甚大な被害をもたら した。海岸防御ラインの 背後に砂丘や保 安林のないこの地区に、 7.6mと推定される第3波 の津波が襲来し、県民の 生命・財産を奪い去っ た。	平成24年3月1日現在 死者20名（うち、津波による死 者14名（旭市13名、山武市1 名）、行方不明者2名（津波に よる）、負傷者251名。 建物全壊798棟、半壊9,923棟、 一部損壊46,828棟、建物火災15 件、床上浸水154棟、床下浸水 722棟。 水道断水177,254戸、減水 129,000戸。 下水道12,600戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気35万3千戸で停電。 国道、県道で全面通行止め33カ 所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故（市 原市）。 福島第一原発事故による計画停 電、放射性物質に伴う農林水産 物の出荷制限や観光等の風評被 害、上下水道施設や一般廃棄物 処理施設から発生される焼却灰 や汚泥からも高濃度の放射性物 質が検出された。
19	2012年3月14日 (平成24年)	140.9 35.7	千葉県 東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液 状化による噴砂等が発生 した。		県内で死者1名、負傷者1名、 家屋の一部損壊3棟の被害がで た。その他、銚子市ではブロッ ク塀等が4か所で倒壊、また、 銚子市及び香取市において、一 時、約14,800軒以上に断水が発 生した。
20	2012年4月29日 (平成24年)		千葉県 北東部	5.8	5弱			震度5弱を観測したのは、旭市 のみにとどまり、県内で人的・ 物的被害は発生しなかった。
21	2018年7月7日 (平成30年)	140.6 35.1	千葉県東 方沖	6.0	5弱			被害なし。

第1編 総則
第4節 地勢概要

番号	西暦年月日 (日本暦年月日)	震 央		マグ ニチュ ード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央地名					
22	2019年5月25日 (令和元年)	140.3 53.3	千葉県 北東部	5.1	5弱			県内で軽傷者1名(千葉市)。
23	2020年6月25日 (令和2年)	141.1 35.5	千葉県 東方沖	6.1	5弱			県内で重傷者1名(市原市)、 軽傷者1名(いすみ市)。
24	2021年10月7日 (令和3年)		千葉県 北西部	5.9 (暫定 値)	5弱			県内で重傷者2名(木更津市 等)、軽傷者12名(富里市等)。

(注1) 「千葉県地域防災計画 総則」より作成

(注2) 県内における震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7.0以上のものを記載

(注3) 網掛けの部分は、横芝光町が影響を受けたという記録はあるが被害の状況は不明である。

【東日本大震災における横芝光町の被害状況】

平成23年3月11日 14時46分
横芝光町の震度5弱
人的被害：死者0人、負傷者1人(うち重傷者1人)
建物被害：全壊6棟、半壊8棟、一部破損282棟
床上浸水：5棟
床下浸水：20棟
道路被害：28箇所
崖崩れ：5箇所
その他：公共施設被害、道路冠水、液状化被害、橋の通行止め、ブロック塀破損等

参考：「千葉県ホームページ、東日本大震災について(第214報)」、「広報よこしばひかり
平成23年4月号」、「気象庁ホームページ」

2 風水害履歴

(1) 風水害履歴

横芝光町周辺での風水害の履歴と被害状況は、次のとおりである。

発生年月日	災害種別	被 害 状 況								備 考
		人的被害・人		住家被害・戸				崖崩れ (件)	その他 (隻、所、町歩)	
		死者行方 不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)			
昭和45年 7月1日	関東地方南 部(大雨)	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300		
昭和46年 8月29～31日	台風(23号) (暴風雨)	1	17	8	42	159	2,375		漁船破壊13 堤流失1 田流失140ha	総雨量(mm)八日市場232、 岩坂223、銚子199、松戸196
昭和46年 9月6～7日	台風(25号) 前線 (暴風雨)	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760	漁船沈没3、破29 橋流失3、堤5 田流失8ha、畑4 ha	総雨量(mm)勝浦558.0、銚 子369.5、千葉220.5、館山 215.0、大多喜341.0
昭和46年 9月6～8日	秋雨前線に よる豪雨及 び台風25号	3	4	24	15	52	190	138		

第1編 総則
第4節 地勢概要

発生年月日	災害種別	被害状況								備考
		人的被害・人		住家被害・戸				崖崩れ (件)	その他 (隻、所、町歩)	
		死者行方 不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)			
昭和47年 9月16～17日	台風(20号) (暴風雨)			2	3 非69	214	1,189		橋梁流失22 田流失1,469ha 畑0.45ha	総雨量(mm) 富山432、大多 喜217、久留里286、奥山384、 正木263、木更津225、館山337
昭和49年 7月8日	台風(8号) 前線(大雨)		5			1,294	1,543	46		総雨量(mm) 君津223、成東 203、木更津180、東金201
昭和50年 10月5日	台風(13号) (暴風雨)				2	181	400	4	道流失31	千葉県で雷雨1時間 71.0mm(16～17時) (千葉県気象災害史、未刊)
昭和52年 9月19日	台風(11号) (大雨)		3		1	2	151	11	道流失14	農林被害3億7千万円 総雨量(mm) 黒原201.0、勝 浦・佐原177
昭和56年 8月23日	台風(15号) (暴風雨)	1					48 非12		田畑流失 18.431ha 農林被害36億円	瞬間最大風速(m/s) 銚子 SSW36.4、勝浦SSW34.6、成田 ESE30.9
昭和56年 10月22～23日	台風(24号) (暴風雨)	1	4	4	2	9,314	14,577	62	橋梁流失3 田流失0.51ha 畑21ha	総雨量(mm) 我孫子220、銚 子63 停電17,600戸 警戒水位を 越した河川多し
昭和57年 9月10～13日	台風(18号) (暴風雨)		1	1		124	市 2,044 船166 銚72		農林被害 189億円	市川市、真間川氾濫、船橋市、 海老川氾濫、銚子市、利根川 増水 君津地方総雨量(mm)220～ 260
昭和60年 6月30日 ～7月1日	台風(6号) (大雨)	2	21	7	36	119	1,028	400		
昭和60年 6月30日 ～7月1日	台風(6号) (大雨)	1					9	3		
昭和60年 8月30～31日	台風(14号) (暴風雨)	1			1		2		倒26.935ha 農林被害 20.7億円	
昭和61年 8月4～5日	台風(10号) (大雨)		4	7	2	1,922	4,194	328		
昭和63年 8月10～11日	熱帯低気圧 による大雨	2	9	1	1	18	471	439		
平成元年 7月31日 ～8月1日	雷を伴った 大雨	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661		
平成2年 12月11日	茂原市竜巻 災害		74	82	161					
平成3年 10月8日 ～14日	台風(21号)				1		44	28		
平成7年 9月17日	台風(12号) (大雨)	1	3	2	9	108	519	97		
平成8年 9月21～22日	台風(17号) (暴風雨)	6	21	8	21	2,066	4,738	485		
平成8年 9月21～22日	台風(17号) (暴風雨)						23			
平成14年 10月1日	台風(21号) (強風)		2		2					
平成16年 10月8～10日	台風(22号)	2	19	—	2	274	1,244	322		
平成16年 10月20～21日	台風(23号)	2	3	—	—	10	161	28		
平成17年 8月12～13日	雷を伴った 大雨	—	—	—	—	—	1	—		12日19時から13日3時までの 累積降水量(mm)新松戸90、野 田出張所57、東葛飾地域整備 センター56

第1編 総則
第4節 地勢概要

発生年月日	災害種別	被害状況							備考	
		人的被害・人		住家被害・戸				崖崩れ (件)		その他 (隻、所、町歩)
		死者行方 不明者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)			
平成17年 8月23日	雷を伴った 大雨	—	—	—	—	—	2	—	23日18時から23時までの累積 降水量(mm)千葉測候所95、千 葉地域整備センター93、埴谷 69	
平成17年 8月25～26日	台風(11号)	—	1	—	—	5	9	16		
平成17年 9月11日	雷を伴った 大雨	—	—	—	—	2	11	—	11日14時から19時までの累積 降水量(mm)山田54、大栄48、 岩部44、鎌ヶ谷44	
平成17年 9月25日	台風(17号)	—	1	—	—	—	—	—		
平成23年 9月20～21日	台風(15号)	—	13	—	—	—	3	2	店舗全壊1棟	
平成23年 10月5日	大雨	—	—	—	—	—	—	—	住家一部破損1棟 1時間最大雨量(mm)坂野34、大 多喜町25、横芝光町24.5	
平成24年 3月31日	暴風	—	11	—	—	—	—	—	負傷程度不明1名 を含む 最大瞬間風速(m/s)千葉29.5、 銚子27.9、佐倉25.0	
令和元年 9月9日	房総半島 台風(15号)	12	91	448	4,694	8	42	6	被害状況は千葉県の合計	
令和元年 10月12日	東日本 台風(19号)	1	25	32	379	0	33	0	被害状況は千葉県の合計	
令和元年 10月25日	10月25日の 大雨(台風21 号)	12	11	34	1,890	173	542	30	被害状況は千葉県の合計	

資料：銚子気象台百年誌に県ホームページのデータを追記

※網掛け部分は旧光町の災害履歴

(2) 栗山川の河川氾濫実績

栗山川は過去に何回かの大きな水害に見舞われている。ここでは最近の主な栗山川の水害について次表に示し、その概要についてまとめる。

【栗山川の主な水害】

発生年月	起 因	降 水 量		被害規模			
		累計(mm)	時間最大 (mm/hr)	合併前 町名	浸水面積 (ha)	床上浸水	床下浸水
昭和45年11月	豪雨	—	38	横芝町	2,503	190戸	564戸
昭和46年9月	台風25号及び 秋雨前線	332	55	横芝町	4,377	154戸	1,431戸
				光町	—	52棟	190棟
平成7年9月	台風12号	331	54	横芝町	1,952	21戸	27戸

ア 昭和46年台風25号による水害

昭和46年9月、秋雨前線を刺激した台風25号による豪雨では、成田雨量観測所で、6日午前3時頃から降りはじめ、8日午前7時までに総雨量235.5mmを記録し、八日市場雨量観測所では、6日午前8時頃から降りはじめ、8日午前7時まで実に332.0mmという観測史上最大の総雨量を記録した。中でも、時間最大雨量が、八日市場雨量

観測所で55mmにも達したことは特筆すべきことである。

栗山川の水害の特徴としては、本川堤防上を越水することによって水害が広がるのではなく、栗山川の水位が上がることにより、支川や排水路を流れる水が栗山川に流れ込むことができなくなり浸水することにある。

この水害では、最下流部の横芝光町屋形地先、市街地の上流部に当たる横芝光町横芝・芝崎地先、高谷川、多古橋川、借当川等、支川合流部の多古町牛尾・船越・島・多古・南中地先、横芝光町篠本地先で浸水した。特に支川合流部は、排水不良地区であることから、完全に解消されるまでに7～10日間を要したことから、道路浸水による交通止めや床上浸水が発生し、地元水防団が多数出動して土のう積みにあたったことが今日にも伝えられている。

イ 平成7年台風12号による水害

平成7年9月の超大型で非常に強い台風12号の北上に伴い、暴風雨圏が17日午前中に千葉県に接近し、銚子市で最大瞬間風速46.9m/sを記録した。

雨は16日午前5時頃から降りはじめ、17日午前3時頃までの総雨量は、成田雨量観測所で219mm、八日市場市雨量観測所で299mmを記録した。

この雨による栗山川の水位上昇により、借当川の栗山川への流下ができなくなり、並行して通っている広域農道をはじめ、流域の水田のほとんど(約5km²と推定)が浸水して交通止めの状態となり、川沿い住民の生活に著しい支障をきたした。

第5節 被害想定

第1 地震被害想定

千葉県では平成19年度及び平成26・27年度に、近い将来（今後100年程度以内）、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施している。

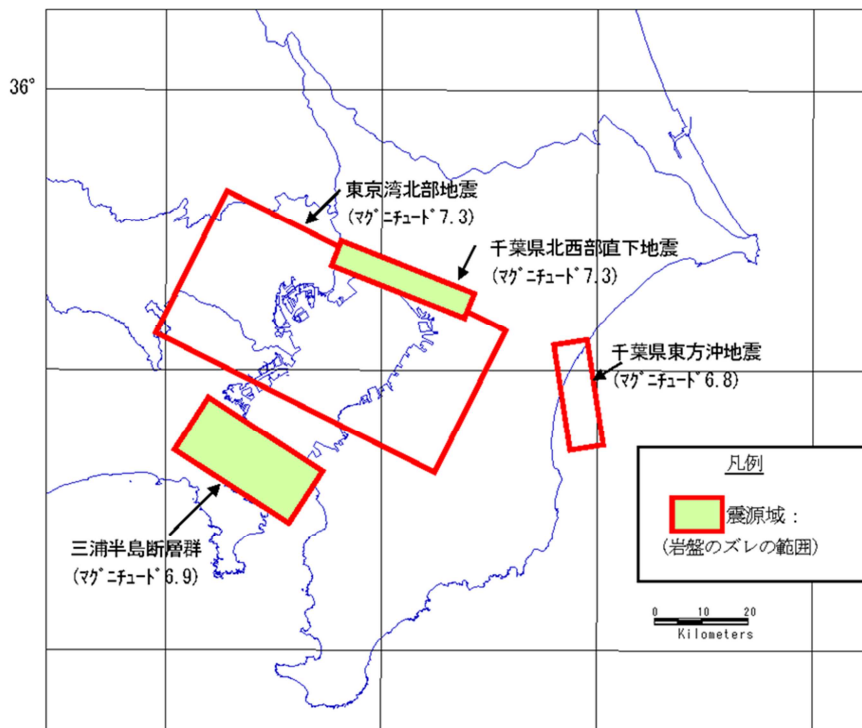
1 想定条件

千葉県では、近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の4つの地震について調査している。

条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定している。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層

（「千葉県地域防災計画 地震・津波編」より）



【被害想定対象地震の震源域】

(「千葉県地域防災計画 地震・津波編」より)

2 想定結果

(1) 千葉県地震被害想定結果の概要

千葉県による地震被害想定結果の概要を以下に示す。

想定される地震の中で、町の被害が最も大きくなるのは、千葉県北西部直下地震である。

【千葉県地震被害想定結果の概要 (横芝光町)】

想定地震名		東京湾 北部地震 (H19 想定)	千葉県 東方沖地震 (H19 想定)	三浦半島断層 群による地震 (H19 想定)	千葉県北西部 直下地震 (H27 想定)		
夜間人口 (人)		25,981	25,981	25,981	24,700		
昼間人口 (人)		23,050	23,050	23,050	21,400		
面積 (km ²)		67	67	67	67		
震度別面積率	5弱以下 (%)	11	16	100	0		
	5強 (%)	89	84	0	80		
	6弱 (%)	0	0	0	20		
	6強 (%)	0	0	0	0		
建物棟数	計	18,861	18,861	18,861	16,800		
	木造	13,936	13,936	13,936	14,500		
	非木造	4,925	4,925	4,925	2,300		
原因別建物全壊棟数	計	19	12	1	30		
	揺れ	1	0	0	20		
	液状化	12	8	1	10		
	急傾斜地崩壊	7	4	0	0		
揺れ・液状化 建物全壊棟数	木造	6	4	0	20		
	非木造	7	5	0	0		
人的被害	死者	計 (人)	1	0	0	0	
		建物被害	0	0	0	0	
		火災	0	0	0	0	
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	
		ブロック塀等の転倒	0	0	0	0	
		屋外落下物	0	0	0	0	
	負傷者	計 (人)	計 (人)	18	15	0	40
			建物被害	9	4	0	30
			火災	0	0	0	0
			急傾斜地崩壊	6	3	0	0
			屋内収容物の移動・転倒等	2	1	0	10
			ブロック塀等の転倒	1	6	0	0
		うち 重傷者	屋外落下物	0	0	0	0
			計 (人)	4	5	0	0
			建物被害	0	0	0	0
			火災	0	0	0	0
	急傾斜地崩壊	3	2	0	0		
	屋内収容物の移動・転倒等	0	0	0	0		
	ブロック塀等の転倒	1	2	0	0		
	屋外落下物	0	0	0	0		
避難者 (1日後) (人)		909	221	5	80		
エレベーター閉じ込め (台)		10	9	1	0		
震災廃棄物 (万 t)		0	0	0	0		

※四捨五入により合計が合わない場合がある

(「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査結果 報告書」より)

千葉県北西部直下地震での横芝光町の震度は、町の大部分が震度5強を示しており、地震による物的被害・人的被害想定では、30棟が全壊し、負傷者40人が発生すると予測されている。1日後の避難者は80人となっている。

ライフライン施設の被害としては、千葉県北西部直下地震のケースとして、停電については、東京湾岸が震度6弱以上の揺れに見舞われ火力発電所も被害を受けるため、県内全体でおよそ半分の世帯が停電すると予測される。通信については、地震発生から数日間以上、県内全体で約半分の固定電話が利用できず、また、携帯電話は、発災から1日後に、約半分が使えなくなると予測される。

上・下水道については、断水が発生し、水洗トイレが利用できなくなり、発災から1日後までは、約30%~40%の世帯で断水し、復旧には2週間~1か月程度を要すると予測される。ガスについては、停電による供給停止や、また点検のための安全措置としての供給停止が予測され、県全体で都市ガスの供給が再開されるまで、約18日かかるとされている。LPガスを利用している世帯においては、約10%において、安全点検が必要と予測されている。

第2 横芝光町の揺れやすさ・液状化特性

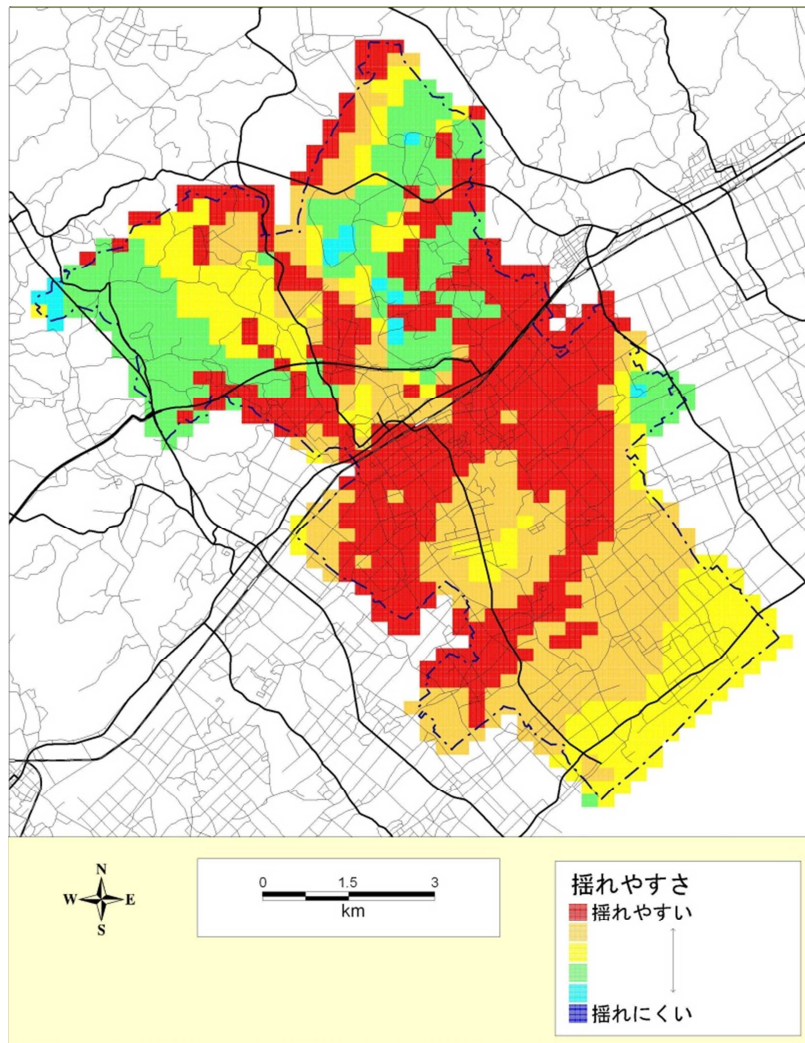
東北地方太平洋沖地震では、県内でも広域に甚大な液状化被害が発生したことから、千葉県では、平成23年度に特定の地震を対象とした液状化危険度マップだけでなく、特定の地震を対象としない震度ごとの液状化しやすさマップ等を作成、公表している。

(1) 揺れやすさ

地震による地表での揺れの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震による揺れは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べて揺れは大きくなる。千葉県では、県内各市町村の揺れやすさマップを作成し、公表している。

町内においては、JR線路の南東側に揺れやすい地域が集中している。

【横芝光町 揺れやすさマップ】



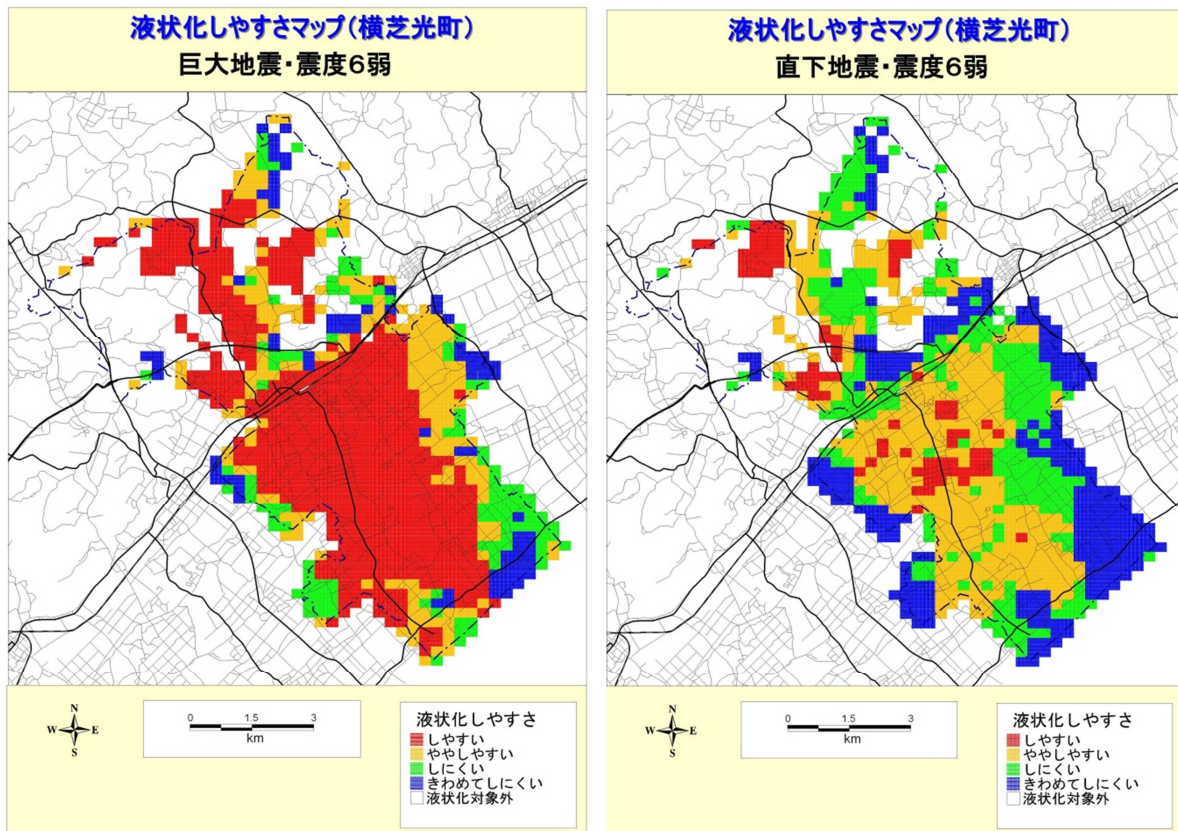
(「千葉県防災ポータルサイト」より)

(2) 液状化しやすさ

千葉県では、地震発生時の地盤のゆれやすさを相対的にあらわしたゆれやすさマップとともに、地震の揺れの時間で直下地震（揺れの継続時間10～20秒程度）と巨大地震（揺れの継続時間2～3分程度）における、震度ごとの液状化しやすさマップを作成している。

町内においては、栗山川及び高谷川沿いに液状化のしやすい地域が認められる。

【横芝光町 液状化しやすさマップ（巨大地震・直下地震）震度6弱】



(「千葉県防災ポータルサイト」より)

第3 津波被害想定

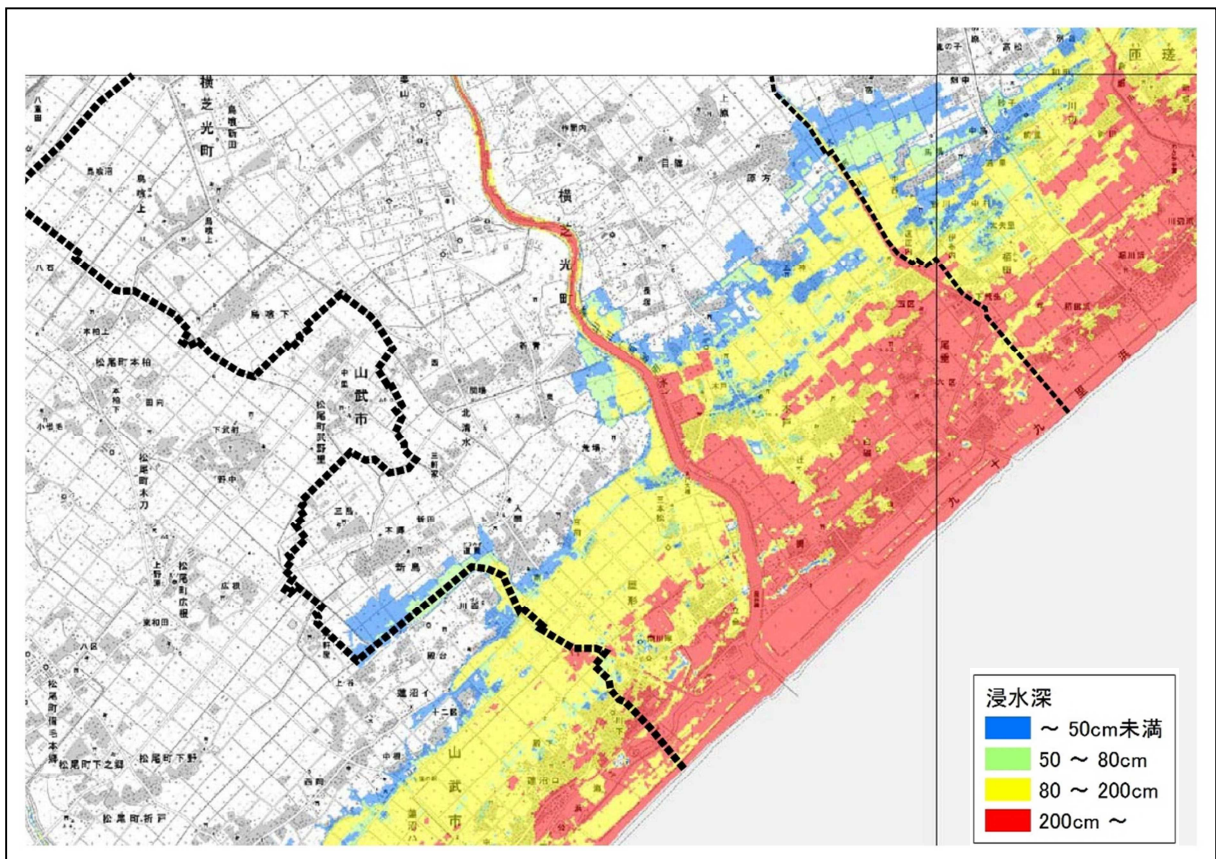
千葉県では、過去、千葉県に大きな津波被害をもたらした1677年延宝地震（平成18年度作成）、1703年元禄地震（平成23年度作成）及び平成25年3月に運用が開始された気象庁の新しい津波警報レベルに合わせた津波避難のための津波浸水予測図を作成し公表している。

この計算結果によると、横芝光町の津波高は、延宝地震で最大津波高3.5m、元禄地震で最大津波高7.5m程度とされているが、千葉県ではそれよりも津波高が大きい、津波高10m（大津波警報10m）の浸水予測図を作成していることから、横芝光町では、上記の津波高10m（大津波警報10m）の浸水予測図に基づき、平成25年度に津波被害想定を実施した。

（1）津波浸水予測

1677年延宝地震（平成18年度作成）、1703年元禄地震（平成23年度作成）及び気象庁の新しい津波警報レベルに合わせた津波避難のための津波浸水予測図のうち、横芝光町に最も影響が大きい津波浸水予測図として、「大津波警報10m（施設なし）」の結果を例示する。

【津波浸水予想図（大津波警報10m（施設なし））】



（「千葉県防災ポータルサイト」より）

（2）横芝光町津波被害想定調査結果

津波浸水予測（大津波警報10m（施設なし））における、横芝光町の主な被害想定の結果を示す。

【人的被害想定結果】

被害区分	人的被害想定結果	
	人数	被害率
死者数	116	0.5%
重傷者数	62	0.2%
中等傷者数	151	0.6%
負傷者数	213	0.8%

【建物被害想定結果】

被害区分	建物被害想定結果	
	棟数	被害率
全壊	1,021	6.7%
半壊	785	5.2%
床上浸水	699	4.6%
床下浸水	434	2.9%
合計	2,939	19.3%

第6節 減災目標

第1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることが定められた。

このため、千葉県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」を策定し、平成29年度に改訂した。

町では、この「千葉県地震防災戦略」に準じて減災目標の設定を行う。

第2 減災目標

千葉県北西部直下地震における死者を0人とし、経済被害額を半減させる。

第3 計画期間

令和4年度から令和8年度までとする。

第4 戦略の主な施策と目標

1 予防対策による減災

○住宅及び特定建築物の耐震化の促進

住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、横芝光町耐震診断補助制度等により耐震化を促進する。

【目標】耐震化率：住宅 58.8%（平成27年1月現在）→95%

特定建築物 94.1%（平成27年1月現在）→95%

○橋梁の耐震化の推進

緊急輸送道路を中心に対策を進め、災害に強い道づくりに努める。

【目標】橋梁の点検整備の推進

○帰宅困難者対策の推進

発災時の混乱を防止するとともに、1人でも多くの者が安全に帰宅できるよう、防災関係機関と連携して対策を推進する。

【目標】防災関係機関等の役割分担の明確化と連携・協力体制による帰宅支援策の検討・実施

2 応急対策による減災

○避難行動要支援者避難支援プランの策定

町における避難行動要支援者避難支援プランの全体計画の策定を推進する。

○消防機能の向上

消防団のポンプ車両等の更新、防火水槽及び消火栓の設置、防火水槽の有蓋工事の推進、消防団の人員確保、消防水利看板の設置及び適正管理等を推進し、消防機能の向上を図る。

○救急機能の向上

救急体制及び救急医療体制の充実、応急処置技術の普及を推進し、救急機能の向上を図る。

○災害対策本部の機能強化

キャビネットやパソコン等の固定等を推進すると共に、町のBCPに基づき機能強化を図る。

○津波に対する避難計画作成

津波に対する避難計画の作成を推進する。

被害想定の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県が平成15年度から17年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震及び延宝地震を対象に算出した津波被害に基づく。

3 復旧・復興対策による減災

○都市基盤施設等の復興対策の検討

被災した市街地、都市基盤施設等を迅速に復興するための対策の検討を行う。

○復興本部の体制づくり

復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

第7節 地震・津波対策の基本的視点

本計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであるが、見直しに当たって基本的な視点は次のとおりである。

1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を越えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。また、町においては死者は発生しなかったものの、津波による住宅の損壊や浸水被害等が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設、防波堤、土手及び保安林等を組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害、対応、教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設等に大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道等のライフライン、学校、農業用施設等に被害があった。

町においても負傷者、建物被害、道路被害、液状化被害等が発生した。

一方、町、県、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそ

れずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

また、南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。